

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、沼田町防災会議が作成する計画であり、沼田町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

1. 沼田町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、町内の指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。
2. 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に必要な防災の組織に関すること。
3. 気象・水象・地象等による災害の未然防止と、被害の軽減を図るための施設の新設、改善等災害予防に関すること。
4. 災害が発生した場合の給水・防疫・食糧供給等、災害応急対策に関すること。
5. 災害復旧に関すること。
6. 防災訓練に関すること。
7. 防災思想の普及に関すること。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 基本法 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
- 救助法 災害救助法(昭和22年法律第118号)
- 町防災会議 沼田町防災会議
- 本部(長) 沼田町災害対策本部(長)
- 町防災計画 沼田町地域防災計画
- 防災関係機関 沼田町防災会議条例(昭和38年沼田町条例第1号)第3条に定める委員の属する機関
- 災害 災害対策基本法第2条第1項第1号に定める災害

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

基本法第16条の規定に基づき設置する沼田町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設において、その施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	札幌開発建設部 深川道路事務所	1 直轄する道路についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。
	札幌開発建設部滝 川河川事務所	1 雨竜川の改修及び維持・修繕並びに災害復旧を行うこと。
	北海道農政事務所 旭川地域わか-	1 災害時における応急食料の調達・供給対策に関すること。
	北海道森林管理局 空知森林管理署北 空知支署	1 所轄国有林につき、保安林の配置と適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 4 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
補給処 沼田 弾薬支処	陸上自衛隊 北海道	1 災害の情報収集・関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害時における第2師団との連絡調整に関すること。 3 災害救助訓練の協力に関すること。
北 海 道	空知総合振興局地 域創生部地域政策 課	1 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 2 防災の組織に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講じること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	空知総合振興局空 知農業改良普及セ ンター北空知支所	1 災害時における営農指導を行うこと。
	空知総合振興局札 幌建設管理部深川 出張所	1 水防技術の指導を行うこと。 2 災害時において、関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行うこと。 3 災害時において、関係公共土木被害の調査を実施すること。 4 公共土木施設災害対策を実施すること。 5 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
	鷹泊ダム 管理事務所	1 所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。 2 ダムの放流等に関し、町及び関係機関との連絡調整を図ること。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
北海道	空知総合振興局 保健環境部深川 地域保健室（深 川保健所）	1 医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。 2 災害時における医療救護活動を推進すること。 3 災害時における防疫活動を行うこと。 4 災害時における給水等環境衛生活動を推進すること。 5 医療・防疫・薬剤の確保及び供給を行うこと。
警北海道	深川警察署	1 災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等を行うこと。 2 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集を行うこと。
沼田町	町長部局	1 町防災会議に関する事務を行うこと。 2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 3 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 4 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。
	教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
水北 道空 企知 業広 団域	北空知広域水道 企業団	1 災害時における水道水の供給の確保に関すること。 2 災害時における水道施設の災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 3 災害時における被害調査報告を行うこと。
組深 合川 沼地 田区 支消 署防	深川地区消防組 合沼田支署・沼 田消防団	1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 その他災害時における救助活動に関すること。
指定 公共 機関	東日本電信電話株式会 社北海道事業部北海道 北支店（委任機関～株式 会社NTT東日本一北海 道旭川支店）	1 気象官署からの警報を伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	北海道電力ネットワー ク（株）深川ネットワー クセンター	1 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。
	沼田郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務の確保を図ること。 2 郵便貯金及び簡易保険業務の取扱いに関する非常措置を行うこと。
指定 地方 公共 機関	社団法人深川医師 会	1 災害時における緊急医療及び助産を行うこと。
	沼田町 土地改良区	1 ダムの操作規定に基づき、ダム施設の予備警戒及び非常警戒を行うこと。 2 ダムの放流等に関し、町及び関係機関と連絡調整を図ること。 3 水門若しくは閘門及び溜池の防災管理を行うこと。 4 頭首工及びかんがい用水路の防災管理に努めること。

区 分	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
防災上重要管理者 公共的団体及び	北いぶき農業協 同組合沼田支所	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
	沼田町商工会	1 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。
	一般運送業者	1 災害時における救援物資の緊急輸送につき、関係機関の支援を行うこと。
	危険物関係施設 の管理者	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

第4節 沼田町の地勢と災害の概要

1 沼田町の概要

(1) 位置、地勢及び面積

沼田町は北海道のほぼ中央、空知管内の北西部に位置し、東は坊主山(標高 771.1m)をもって深川市と境界を分かち、南は雨竜川をへだてて秩父別町に接し、西と北は北竜町・留萌市・小平町と隣接している。

地勢は南方の一部が坦々たる石狩平野につづいて空知の穀倉地帯をなし、他の三方は豊富な森林資源を有する山岳地帯で占められ、その間を縫って幾多の小河川が町の南端を貫流する雨竜川に注いでいる。

ア 位置

北緯 自 43度46分 東経 自 141度52分
至 44度00分 至 142度05分

イ 面積・広ぼう

面積 283.35平方km 東西 16km 南北 20km

ウ 海拔

51.829m 標地点 南1条137番地 (役場前)

エ 防災無線の設置場所

北緯 43度48分26秒 東経 141度55分59秒 (沼田町役場)

(2) 河川

町内の南端を貫流する雨竜川及びその支流となる幌新太刀別川ほか多数の中小河川があり、その主なものは次のとおりである。

河川名	1級km	普通km	町内延長km	河川名	1級km	普通km	町内延長km
雨竜川	157.4		21.0(177)	支線沢川	4.5	4.7	9.2
幌新太刀別川	34.2	2.5	36.7	沼田奔川	15.0	1.1	16.1
高島川	1.9	2.1	4.0	石田川	6.8		6.8
梅の沢川	2.2	1.4	3.6	ポソニタシバツ川	8.0	6.1	14.1
桜の沢川	2.1	1.0	3.1	大枝沢川	3.0	2.9	5.9
真布川	20.0		20.0	白木沢川	0.8	2.7	3.5
藤の沢川	2.7	1.3	4.0	美葉牛川	3.2		3.2
恵比寿川	2.5	5.0	7.5	ポソニタシバツ川		6.1	6.1
更新川		3.6	3.6	本陣の沢川		5.1	5.1
ウッカ沢川		3.5	3.5	アイトナイ川		3.1	3.1
東ウッカ沢川		5.9	5.9	田中の沢川		3.1	3.1
アイヌ沢川		4.8	4.8	佐々木沢川		3.3	3.3
右大股川		9.2	9.2				

※()内総延長km

(3) ダム

名称	管理者	所在地	有効貯水量(ft)	堤高(m)	堤長(m)
沼田ダム	沼田町土地改良区	沼田町字浅野	32,900	45.75	395.0
幌新ダム	〃	沼田町字幌新	5,483	27.00	283.1
桜の沢ダム	〃	沼田町字北竜3	67.76	7.00	75.0
梅の沢ダム	〃	〃	62.24	8.48	97.0
藤沢ダム	〃	沼田町字沼田5	600	17.50	95.0
高島川第1ダム	〃	沼田町字北竜3	50	4.50	100.0
高島川第2ダム	〃	〃	25	7.00	62.3
大枝の沢ダム	〃	沼田町字更新3	614,285	11.70	116.0
白木沢ダム	〃	沼田町字更新2	757,086	24.20	114.93
恵比島ダム	〃	沼田町字恵比島	15	7.00	65.0

(4) 気候

沼田町の属している空知管内は、世界の気候帯から言えば温帯の北限、亜寒帯南限に属しており、本邦の気象形成区分上いわゆる裏日本型である。冬期は湿潤寒冷であるが、夏期は温暖で春季より初夏にかけてはやや乾燥し、晩夏から秋は比較的雨が多い気象と言える。

1年間を通じて本町の気温を見ると、大体空知管内の平均よりやや低めであるが、北空知地方では各市町村の平均に近い。しかし、最高最低の格差がやや多いので内陸的な状況に近いと考えられる。

また、最も気温の高いのは7月下旬から8月上旬であり、低いのは1月下旬から2月上旬であるが春秋の季節は過ごしやすい。

2 災害の概要

沼田町における古い災害記録について明確に把握できる資料はないが、北海道防災計画資料によると、気象災害については暴風雨(低気圧・台風)による被害が最も多く、以下融雪出水及び冷害凶作が主なものと言える。

(1) 台風及び融雪災害

台風の発生は、9月・10月の両月が最も多く、道内に影響するのは年平均5～6回で大
雨を伴うことが多い。雪出水は、4月から5月上旬にかけて多いが、町内では数個の中小河
川の出水が予想される。

(2) 冷害

昭和20年から平成6年までの50年間に、冷害凶作が10回起きている。農業技術が
進んできたとは言え、夏の低温は本道の農業に重大な影響を及ぼす。このため、本道農業の
気候との戦いを通じて発達したといっても過言でなく、冷害の原因究明のための気象学的研
究も相関的に行われてきた。

これを要約すると、夏季期間正常に発達すべき太平洋高気圧の勢力が弱く、あるいは南遍
して北日本に北極から南下する寒冷気団が停滞すること、又は南北西気団の前線帯が停滞す
ることにより、本道に低気圧の来襲が多くなり天候不順が続くこと等によると言われる。

(3) 主な災害発生記録

発生年月日 及び発生場所	災害の概要	被害の状況
昭和30年7月20日 全域	集中豪雨被害	床上浸水 186世帯 1,209名 死者 1名 床下浸水 219世帯 1,246名 重傷者 2名 田 47,099.2 ha 畑 36,259.0 ha 損害額 146,959千円
昭和30年8月18日 全域	//	床上浸水 281世帯 1,717名 死者 3名 床下浸水 627世帯 3,448名 田 796.4 ha 畑 597.02 ha 損害額 163,218千円
昭和47年9月24日 恵比島・北竜	//	床下浸水 6世帯 242名 田 1.0 ha 畑 0.3 ha 損害額 143千円
昭和48年8月23日 共成2	//	床下浸水 13世帯 42名 田 5.8 ha 畑 1.0 ha 損害額 1,250千円
昭和49年4月22日 恵比島・更新	低気圧に伴う 風水害	床下浸水 2世帯 9名 田 796.4 ha 畑 597.02 ha 損害額 2,977千円
昭和50年8月23日 全域	台風6号によ る風水害	床下浸水 10世帯 42名 田 60.0 ha 畑 25.0 ha 損害額 7,519千円
昭和50年9月3日 全域	集中豪雨被害	床下浸水 63世帯 206名 田 99.73 ha 畑 78.0 ha 損害額 12,160千円

発生年月日 及び発生場所	災害の概要	被 害 の 状 況
昭和52年4月24日 真布・北竜3 更新2・3	融雪災害による堤防決壊	田 3.2 ha 損害額 18,500 千円
昭和56年8月3日 ～6日 全域	前線と台風12号による被害	床上浸水 2世帯 8名 道路 22件 床下浸水 46世帯 138名 林道 1件 田 12.0 ha 水道 1件 畑 210.0 ha 河川 15件 土地改良区施設 9件 その他 5件 損害額 718,702 千円
昭和58年10月15日 全域	冷害による被害	水稻 822,817 千円 畑作物 45,924 千円 損害額 868,741 千円
昭和61年11月13日 全域	沼田町付近の直下型地震被害	住宅(一部破損) 84世帯 337名 非住宅建物 7棟 学校 2件 営農施設 3件 その他文教施設 1件 道路 4件 社会教育施設 1件 橋梁 3件 排水路 3件 頭首工 1件 ダム 1件 損害額 870,368 千円
昭和62年9月1日 全域	台風12号による強風被害	住家(一部破損) 12世帯 34名 建物(半壊) 8棟 学校 2件 共同利用施設 3件 営農施設 36件 農機具 1台 商工業 4件 損害額 30,948 千円
昭和63年8月25日 ～26日 全域	前線による大雨被害	床上浸水 148世帯 412名 営農施設 50件 床下浸水 151世帯 496名 農機具等 42件 田 200.0 ha 2世帯 9名 河川 4件 畑 80.0 ha 道路 16件 土地改良区施設 131件 橋梁 11件 農作物 田 770.0 ha 治山施設 6件 畑 236.0 ha 林道 1件 農業用施設 94件 水道 4件 共同利用施設 1件 商業 10件 損害額 5,589,000 千円
平成2年6月25日 東予1・2、共成3	前線による降ヒョウ被害	畑 60.0 ha 損害額 20,000 千円
平成5年10月5日 全域	冷害・凶作による被害	水 稻 1,644.701 ha 畑作物 109.381 ha 損害額 1,754,082 千円

発生年月日 及び発生場所	災害の概要	被 害 の 状 況	
平成 7 年 5 月 23 日 全域	空知地方直下 型地震被害	農業用施設 2 件 損害額 22,000 千円	
平成 9 年 8 月 8 日 ～10 日	低気圧による 大雨被害	衛生施設被害 1 件 損害額 40,796 千円	
平成 10 年 8 月 26 日 ～31 日	低気圧による 大雨被害	林業被害 1 箇所 損害額 15,000 千円	
平成 11 年 7 月 29 日	前線による 大雨被害	水 稻 28.6 ha 河川被害 4 箇所 畑作物 7.2 ha 損害額 20,600 円	
平成 12 年 9 月 2 日	大雨による 被害	床下浸水 2 世帯 8 名 水 稻 31.0 ha	
平成 16 年 8 月 31 日 市街地	台風 16 号による 強風被害	住家（一部破損） 1 世帯 6 名 損害額 3,000 千円	
平成 16 年 9 月 8 日 全域	台風 18 号による 強風被害	住家（一部破損） 117 世帯 363 名 非住家（全壊） 35 棟 非住家（半壊） 20 棟 非住家（一部破損） 76 棟 公共建物（半壊） 1 棟 公共建物（一部破損） 3 棟 農業用施設 6 棟 農作物 田 69.4 ha 営農施設 653 件 畑 11.7 ha 学 校 4 件 商工業 23 件 社会福祉施設等 1 件 社会教育施設 5 件 風倒木除去 他 23 件 車 輛 4 台 損害額 342,105 千円	
平成 18 年 5 月 28 日	低気圧による 暴風被害	営農施設 13 棟 損害額 237 千円	
平成 19 年 1 月 6 日	低気圧による 暴風被害	住家（一部破損） 1 棟 非住家（全壊） 1 棟 非住家（一部破損） 18 棟 被害額 3,765 千円	
平成 19 年 5 月 25 日	低気圧による 暴風被害	営農施設 3 件 損害額 37 千円	
平成 22 年 1 月 21 日	低気圧による 大雪被害	営農施設 1 件 損害額 40 千円	
平成 22 年 3 月 21 日	低気圧による 暴風雪被害	住家（一部破損） 3 棟 農業施設 10 棟 営農施設 10 棟 損害額 5,370 千円	
平成 23 年 9 月 2 日	前線による大 雨被害	水稻（冠水） 6.13ha 畑作（冠水） 0.7ha	
平成 24 年 9 月 11 日	前線による大 雨被害	畑（流失） 0.5ha	
平成 25 年 8 月 24 日	落雷による被 害	停電（市街地区の一部）	
平成 26 年 8 月 4 日 ～5 日	前線による大 雨被害	水稻（冠水） 72.5ha 畑作（冠水） 3.9ha	
平成 27 年 10 月 1 日	低気圧による 暴風大雨被害	営農施設 2 件 損害額 345 千円	
平成 28 年 8 月 20 日 ～22 日	前線と台風 11 による大雨被 害	畑作（冠水） 18.14ha 水稻（冠水、一部倒伏、一部畦畔崩落） 0.56ha	

発生年月日 及び発生場所	災害の概要	被害の状況
平成29年11月11日	低気圧による 暴風被害	住家（一部破損） 3棟 非住家（一部破損） 11棟 商工業 1件 風倒木除去 3件
平成30年7月3日 ～6日	前線による大 雨被害	畑作（冠水） 53.37ha 水稻（冠水） 135.7ha 河川 4件 道路 19件 農地災害 13件 損害額 24,400千円（道路等復旧工事） 損害額 23,615千円（農業被害）
平成30年9月4日 ～5日	台風21号によ る強風被害	住家（一部破損） 1棟 非住家（一部破損） 20棟 水稻（一部倒伏） 0.036ha 営農施設 22棟 風倒木除去 16件 損害額 660千円
平成30年9月6日 ～7日	北海道胆振東 部地震による 被害	停電（町内全域）

第5節 防災計画の修正

この計画は、基本法第42条第1項の定めるところにより、計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更の必要を認めた場合とする。

- 1 計画内容に重大な錯誤のあるとき。
- 2 社会経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって、計画の変更(削除)を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画の変更(改定)が行われたとき。
- 6 その他防災会議会長が必要と認めるとき。

なお、計画の変更・修正に当たっては、町防災会議の採決により行うこととし、その結果を北海道知事に報告する。